

平成 30 年度 別府大学短期大学部入学資格審査要項

第 1 条 この要項は、別府大学短期大学部学則第 11 条第 7 号に規定する入学資格審査に係る申請の方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請の資格要件)

第 2 条 外国人を対象に教育を行うことを目的として、我が国に設置された教育施設において、高等学校に対応する 3 年に相当する学習歴を有する又は有する見込みのある者で、平成 30 年 3 月 31 日までに 18 歳に達している者

2 専修学校や各種学校における学習歴や、大学の科目等履修生としての単位の取得などの個人の学習歴、及び社会における実務経験や取得した資格等に基づいて高等学校を卒業した者と同等以上の学力があることが確認できる者であって、平成 30 年 3 月 31 日までに 18 歳に達している者

(申請期間)

第 3 条 志願する入試ごとに、次の期限（必着）までに申請するものとする。

志願する入試制度	申請期限
センター利用 1、2、3 期	平成 29 年 9 月 20 日（水）
A 日程	平成 29 年 12 月 1 日（金）
B 日程	平成 29 年 12 月 27 日（水）
C 日程	平成 30 年 2 月 15 日（月）
A O 入試	平成 29 年 10 月 2 日以降出願 1 か月前まで

(申請書類)

第 4 条 入学資格審査を希望する時は、次に掲げる必要書類を添えて、学長へ申請するものとする。

2 本要項第 2 条 1 号に該当する者

- (1) 入学資格認定申請書（学習歴等の調書）本学所定のもの
- (2) 当該学校の卒業証明書又は卒業見込み証明書
- (3) 当該学校における履修状況の調査書（文部科学省「平成 30 年度大学入学者選抜実施要領」第 5 の調査書に準じたもの）
- (4) 当該学校の教育課程・教育内容を証明する書類

3 本要項第2条2号に該当する者

- (1) 入学資格認定申請書（学習歴等の調書）本学所定のもの
- (2) 各種の学校等での学習歴及び社会での実務経験等が高等学校卒業と同等以上であることを客観的に確認できる書類

(資格の審査)

第5条 学長は、第4条の規定により申請があった場合は、申請者が高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者であるかを審査するため、別府大学短期大学部入試委員会に付議し、次に掲げる審査方法に基づき審査する。

- 2 審査は提出書類に基づき行う。
- 3 審査は「高等学校学習指導要領」及び「大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する実施要項（文部省高等教育局長通知 平成18年8月1日施行）」に定められた要件等を参考とし行う。
- 4 第2条1号の申請者の資格審査の要件及び基準は、次のとおりとする。

資格審査の要件	基準
修業年限	3年以上
卒業までの修得単位数	74単位以上
卒業に必要な総授業数	2590単位時間以上
卒業に必要な普通科目の総授業時数	420単位時間以上
1単位時間	50分を標準

- 5 第2条2号の申請者の審査は次のとおりとする。

申請者の学習歴及び社会での実績等について精査し、高等学校卒業と同等以上の学力があるかを審査する。

別府大学短期大学部入試委員会は、審査結果を学長に報告するものとする。

(申請書類の提出方法及び提出先)

第6条 第4条の規定に基づいて申請する者は、次に掲げる方法で申請書類を提出するものとする。

- (1) 郵送する場合は、必ず書留郵便とし封筒表面に「短期大学部入学資格認定申請書類在中」と朱書し、また、返信用封筒（長形3号）（郵便番号・住所・氏名を明記したもの）を同封する。
- (2) 持参する場合は、平日、午前9時から午後5時まで本学で受け付ける。なお、返信用封筒（同上）を提出する。

(3) 提出先 〒874-8501 大分県別府市北石垣 82 別府大学入試広報課
電話 0977-66-9666

(審査結果の通知及び認定書の交付)

第7条 審査の結果は申請者に対し郵送により通知し、入学資格が認められた者に「入学資格認定書」を交付する。

附 則

この要項は、平成15年12月22日から施行する。